



平成 29 年 5 月 11 日

各 位

会 社 名 品川リフラクトリーズ株式会社
代表者名 代表取締役社長 相川 貢
(コード番号 5351 東証第一部、札証)
問合せ先 取締役常務執行役員 加藤 健
TEL (03) 6265-1600

単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 5 月 11 日開催の取締役会において、単元株式数の変更及び単元株式数の変更に伴う定款の一部変更について決議いたしました。また、平成 29 年 6 月 29 日開催予定の第 183 回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）に、株式併合について付議することを決議いたしました。つきましてはそれらの内容を下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、平成 30 年 10 月 1 日までに普通株式の売買単位を 100 株に統一するための取り組みを進めております。当社は本取り組みの趣旨を踏まえ、単元株式数を 1,000 株から 100 株へ変更することといたしました。

(2) 変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成 29 年 10 月 1 日

(4) 変更の条件

本定時株主総会において、下記「2. 株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するにあたり、投資単位を適切な水準に調整することを目的として、株式併合（10 株を 1 株に併合）を実施することといたしました。

(2) 併合の内容

① 併合する株式の種類

普通株式

②併合の割合

平成 29 年 10 月 1 日をもって、同年 9 月 30 日（実質上は 9 月 29 日）の最終の株主名簿に記録された株主所有の株式について、10 株につき 1 株の割合で併合いたします。

③併合後の発行可能株式総数

37,700,000 株（併合前：377,000,000 株）

④併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数	94,293,663 株
今回の併合により減少する株式数	84,864,297 株
株式併合後の発行済株式総数	9,429,366 株

⑤併合により減少する株主数

平成 29 年 3 月 31 日現在の株主名簿に基づく株主構成は次のとおりです。

所有株式数	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主数	4,377 名（100.0%）	94,293,663 株（100.0%）
10 株未満	258 名（5.9%）	353 株（0.0%）
10 株以上	4,119 名（94.1%）	94,293,310 株（100.0%）

⑥1 株未満の端数が生じる場合の対応

株式併合の結果、その所有株式の数に 1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数の生じた株主様に対して端数の割合に応じて交付いたします。

(3) 併合の条件

本定時株主総会において、株式併合に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 定款の一部変更

当社の定款は上記「2. 株式併合」に関する議案が本定時株主総会において承認可決されることを条件に、平成 29 年 10 月 1 日をもって下記のとおり変更いたします。

（下線は変更部分を示します）

現行定款	変更案
（発行可能株式総数） 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>3 億 7 千 7 百万株</u> とする。	（発行可能株式総数） 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>3 千 7 百 7 十万株</u> とする。
（単元株式数） 第 7 条 当社の単元株式数は <u>1,000 株</u> とする。	（単元株式数） 第 8 条 当社の単元株式数は <u>100 株</u> とする。

※同日付当社プレスリリース「定款一部変更のお知らせ」の内容を反映させ、現行第 7 条（単元株式数）の条数を変更案では繰り下げております。

4. 単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更の日程

取締役会決議日 平成 29 年 5 月 11 日
 定時株主総会決議日（株式併合） 平成 29 年 6 月 29 日（予定）
 効力発生日 平成 29 年 10 月 1 日（予定）

※上記の通り、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日は平成 29 年 10 月 1 日ですが、株式売買後の振替手続きの関係により、東京証券取引所における売買単位が 1,000 株から 100 株に変更される日は平成 29 年 9 月 27 日になります。

以 上

(ご参考)

単元株式数変更及び株式併合に関するQ&A

Q 1. 単元株式数の変更とはどのような意味ですか。

A 1. 単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位及び証券取引所において売買単位となっている株式数を変更することです。今回当社では、単元株式数を1,000株から100株への変更を予定しています。

Q 2. 株式併合とはどのような意味ですか。

A 2. 株式併合とは、複数の株式を併せてそれよりも少ない数の株式とすることです。今回当社では、10株を1株とする株式併合を行うことを予定しております。

Q 3. 単元株式数の変更と株式併合の目的は何ですか。

A 3. 全国証券取引所は「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、平成30年10月1日までに普通株式の売買単位を100株に統一するための取り組みを進めております。当社は本取り組みの趣旨を踏まえ、対応することとしたものです。

一方、東京証券取引所では望ましい投資単位として5万円以上50万円未満という水準を明示しております。当社が単元株式数の変更のみを実施した場合、現状の株価水準において当該水準から外れる可能性が高いことから、同時に株式併合を実施し、当社株式の投資単位を適切な水準に維持しようとするものです。

Q 4. 所有株式数と議決権数はどうなりますか。

A 4. 株主様のご所有株式数は平成29年9月30日の最終の株主名簿に記録された株式数に10分の1を乗じた株式数（1株に満たない端数がある場合はこれを切捨てます。）となります。

議決権数は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。具体的な効力発生前後のご所有株式数及び議決権数は下記のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式相当分
例①	2,000株	2個	200株	2個	なし
例②	1,300株	1個	130株	1個	なし
例③	402株	なし	40株	なし	0.2株
例④	3株	なし	なし	なし	0.3株

・例③、④において発生します端数株式相当分につきましては、当社が一括して売却し、その売却代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合で交付いたします。

・例④において株式併合後に所有する株式がなくなりますので、当社株主としての地位は失われます。

Q 5. 株式併合により所有株式数が減少しますが、資産価値に影響はありますか。

A 5. 株式併合の前後で会社の資産や資本の状況は変わりませんので、今回の株式併合により株主様のご所有株式数は10分の1となりますが、普通株式1株当たりの資産価値は10倍となります。したがって、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、株主様が所有する当社株式の資産価値に影響を与えることはありません。

Q 6. 受け取る配当金額へ影響はありますか。

A 6. ご所有株式数は今回の株式併合により10分の1となりますが、株式併合の効力発生後は株式併合の割合（10株を1株へ併合）を勘案して、1株当たりの配当金額を設定する予定です。業績の変動など他の要因を除けば、株式併合を理由にお受け取りになる配当金の総額が変動することはありません。
但し、株式併合によって生じた端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。

Q 7. 株主自身が行う手続きはありますか。

A 7. 特に必要な手続きはありません。

Q 8. 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか。

A 8. 単元株式数の変更及び株式併合に関する主なスケジュールは次のとおり予定しております。

平成29年6月29日	第183回定時株主総会
平成29年9月27日	100株単位での売買開始
平成29年10月1日	単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日
平成29年10月下旬	株主様へ株式併合割当通知を発送
平成29年12月上旬	端数処分代金の支払開始

※上記スケジュールは平成29年6月29日開催予定の定時株主総会において、株式併合の議案が承認可決された場合の予定となります。

【お問い合わせ先】

単元株式数の変更及び株式併合に関し、ご不明な点は、お取引のある証券会社、または下記株主名簿管理人までお問い合わせください。

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
電話番号：0120-782-031（フリーダイヤル）
受付時間：午前9時から午後5時まで（土日、祝日を除く）